

小倉北区役所広告付傘袋自動装着器 設置事業者募集要項

小倉北区役所で行う広告事業を活用した傘袋自動装着器設置事業者（以下「事業者」という）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

別紙「小倉北区役所広告付傘袋自動装着器設置仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1)本市の物品等有資格者名簿の市内及び準市内の登録業者(広告代理店)であること。
- (2)成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3)北九州市税の滞納がないこと。
- (4)暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (5)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6)本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 広告の掲出条件等

(1) 事業者の施設使用形態

予定事業者は、市と「広告掲出に関する契約書」を締結します。契約書を締結した予定事業者は、設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び北九州市財産条例等関係法令の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(2) 契約及び使用許可の期間

契約及び使用許可の期間は許可の日から当該年度末(3月31日)までとします。ただし、当初契約及び許可年度を含めて5年（令和12年3月31日まで）を越えない範囲で更新することができます。

(3) 広告掲出料

応募価格は、月額広告掲出料とします。

広告掲出料は、目的外使用料（定額：月額320円／広告表示面積1㎡）に広告料（提案金額）を加えたものをご提案ください。

■ 広告掲出料（応募価格）＝目的外使用料（定額）＋広告料（提案金額）

応募価格には、消費税相当分及び地方消費税相当分を含むものとします。

原則、使用許可の全期間分の広告掲出料をその期間の初日までに納入してください。

その他、事業実施に費用が発生する場合は、別途徴収します。

(4) 広告掲出等に係る経費等

傘袋自動装着器及び専用傘袋等、本事業を実施するうえで必要となる、設置、維持管理、撤去に係る全ての費用は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置条件等

- ① 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」を遵守してください。
- ② 原稿内（広告掲出枠内）に「**広告**」の表示を明記してください。
- ③ 掲出内容については、所管課と十分協議を行い、掲出2週間前には見本を提出してください。
- ④ 第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ⑤ 広告掲出における全ての行為については、市の指示に従ってください。

(6) 維持管理責任

- ① 専用傘袋の設置は当初納入いただいたものを用いて、小倉北区役所総務企画課が行います。
- ② 広告の切り替え、撤去などの維持管理については、市の指示に従って、事業者の負担で行ってください。
- ③ 広告媒体等を設置するに当たっては、安全性を十分に確保したうえで、来庁者の利便性と快適性を損なわないよう、配慮してください。
- ④ 事業者は掲出された広告に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。
- ⑤ 第三者に損害を与えた場合や、広告媒体等が故障した場合は、事業者の責任及び負担において解決してください。

(7) 協議

その他定めのない事項については、市と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和6年12月25日（水）～令和7年1月17日（金）

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、12月28日～1月5日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所総務企画課庶務係（担当：白井、飯田）

TEL：093-582-3301

FAX：093-581-5496

e-mail：hidetomo_shirai01@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 申込みに必要な書類

- ① 申込書（所定様式）
- ② 価格等提案書（所定様式）
- ③ 企画提案書（自由様式）

《記載事項》

ア：類似業務の実績

イ：事業実施スケジュール

※ 広告主募集、広告内容審査、広告媒体設置等の作業スケジュールをご記載ください。

ウ：事業実施体制

※ 営業方法、苦情や故障への対応体制等、ご記載ください。

エ：広告媒体設置及び広告掲出について

※ 広告予定数や広告表示方法、その他広告掲出にあたっての留意点等、図や写真を交えてご記載ください。

- ④ 北九州市税に係る納税証明（市税に滞納がないことの証明）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年12月25日（水）～令和7年1月10日（金）

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、12月28日～1月5日は受付を行いません。

(2) 提出場所

上記申込受付場所と同じ。

(3) 提出方法

質疑書（所定様式）により、上記受付期間内に提出してください。

（メール、FAXでも受け付けます。）

(4) 質疑書への回答日

令和7年1月15日（水）

(5) 回答方法

回答日までに、北九州市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

6 事業者の選定

(1) 応募の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 市が設定する最低広告掲出料を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格がない者が提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 市が交付した様式を用いないで応募したもの。
- ⑥ 応募資格者が2以上の提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑧ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑨ 審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑩ その他審査に関する条件に違反したもの。

(2) 選定方法

価格競争方式

※予定事業者には広告掲出に関する契約及び使用許可手続の説明を行います。
使用許可が下りて事業者となります。

(3) 応募者のみなし無効

予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし無効とします。

(4) 選定結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、広告掲出に関する契約書を締結後に行います。市の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可は申込書に記載された名義で行います。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 予定事業者が、本市の物品等供給契約関係規程により応募者の資格を失った場合。
- (3) その他予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担となります。
提案書および質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。